

「保育の必要性」とは

▽ 保育の必要性があると認定されるのは、保護者のいずれの方も下記の条件に該当する方です。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況
就労	仕事をしている（月６４時間を常態とすること）
妊娠・出産	出産予定日の２か月前の初日から出産日の２か月後の末日まで
保護者の疾病・障がい	病気又は心身に障がいがある
介護・看護	１日おおむね４時間以上、月に１６日以上病気又は心身に障がいがある同居の親族またはその他の者を介護している
災害復旧	自宅及びその近隣地内の災害復旧にあたっていること
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること （利用開始日から９０日を経過する日の月の末日まで）
就学	職業能力開発施設において職業訓練を受けている、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること（１日につき４時間以上かつ１月につき１６日以上）
育児休業	下の子の育児休業中（新２号に限る）